

令和2年度県内市町村財政の状況(概要版)

令和4年4月
みらい企画創造部市町村課

1 普通会計決算の状況

(対前年度比)				
(1)歳入	7,712億円	+1,709億円	(+28.5%)	平成以降で最大
(主なるもの)				
地方税	1,374億円	△6億円	(△0.4%)	法人住民税法人税割の減少
地方消費税交付金	248億円	+45億円	(+21.9%)	地方消費税の税率の引き上げによる増加
地方交付税	1,578億円	+78億円	(+5.2%)	令和2年7月豪雨や豪雪の影響等による特別交付税の増加、基準財政需要額の増に伴う普通交付税の増加
国庫支出金	2,072億円	+1,391億円	(+204.1%)	特別定額給付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加(令和2年度皆増)
寄附金	338億円	+105億円	(+44.9%)	ふるさと納税の増加
地方債	670億円	+17億円	(+2.6%)	公共施設等適正管理推進事業債の増加(市町村役場新庁舎等の整備)
(対前年度比)				
(2)歳出	7,439億円	+1,661億円	(+28.8%)	平成以降で最大
(主なるもの)				
人件費	859億円	+60億円	(+7.5%)	会計年度任用職員制度の施行による増加
物件費	820億円	+55億円	(+7.1%)	GIGAスクール構想に係る経費(PC端末整備)及びふるさと納税返礼関係経費の増加
維持補修費	185億円	+93億円	(+101.2%)	豪雪による除排雪経費の増加
補助費等	2,028億円	+1,257億円	(+163.1%)	特別定額給付金事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業の増加
投資的経費	941億円	+46億円	(+5.1%)	市町村役場新庁舎、ごみ焼却施設等の整備に伴う増加
◇形式収支	273億円	+48億円	(+21.5%)	《歳入－歳出》
◇実質収支	234億円	+36億円	(+18.2%)	《形式収支－翌年度へ繰越すべき財源》

(3)財政指標等の推移

項目名	28年度	29年度	30年度	元年度 A	2年度 B	増減 (B-A)
① 標準財政規模(億円)	3,063	3,047	3,041	3,036	3,122	+86
② 経常収支比率(%)	89.8	91.0	91.8	92.4	91.2	△1.2
③ 財政力指数	0.35	0.35	0.36	0.37	0.37	0.0

(注) ②は県内市町村の加重平均値、③は県内市町村の単純平均値である。

2 地方公営企業決算の状況

(1) 事業数

令和2年度決算の対象となった事業数は、簡易水道事業において、法適化に伴い、水道事業(含法適簡水)に1団体が移行、宅地造成事業において1減、介護サービス事業において1減の169事業となっている。

また、職員数は会計年度任用職員制度の導入に伴い、前年度と比べて648人、17.0%増の4,450人となっている。

<主な事業数内訳>

- 下水道事業 : 91事業(構成比 53.9%)
- 水道事業 : 30事業(構成比 17.7%)
- 病院事業 : 14事業(構成比 8.3%)

(2) 決算規模

決算規模は1,456億200万円で、前年度と比べて10億3,400万円、0.7%の増となっている。主な要因としては、水道事業(含法適簡水)、電気事業において資本的支出が増加したことが挙げられる。なお、水道事業(含法適簡水)、病院事業、下水道事業の3事業で全体の94.8%を占めている。

<主な決算規模内訳>

- 病院事業 : 548億円 (構成比: 37.7%)
- 下水道事業 : 524億円 (構成比: 36.0%)
- 水道事業 : 306億円 (構成比: 21.1%)

(3) 経営状況

地方公営企業全体の総収支は、42億8,500万円の黒字で、前年度と比べて3億9,200万円、10.1%の増となった。主な要因としては、病院事業については、新型コロナウイルス感染症関連の補助事業により、総収益が増加したことが挙げられる。また、下水道事業については、総収益の増加により、その他事業については、総費用の減少によりそれぞれ増加している。

3 健全化判断比率の状況

- (1) 実質赤字比率 (一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
 - 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体: なし
 - 県平均: - (全団体黒字のため比率なし)
- (2) 連結実質赤字比率 (全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
 - 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体: なし
 - 県平均: - (全団体黒字のため比率なし)
- (3) 実質公債費比率 (一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率)
 - 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体: なし
 - 県平均 (加重平均): 8.4% (前年度同率)
 - 《参考》18%以上 (起債に当たり許可が必要) の団体: なし (元年度決算: なし)
- (4) 将来負担比率 (公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率)
 - 早期健全化基準以上の団体: なし
 - 県平均 (加重平均): 59.8% (対前年度比 2.0ポイント改善)

4 資金不足比率の状況 (公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率)

- 経営健全化基準以上の公営企業会計: なし
- 資金不足額が生じた公営企業会計: なし

《参考》健全化判断比率に係る早期健全化基準等

比率名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に應じ11.25~15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に應じ16.25~20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	-
資金不足比率 (公営企業ごと)	(経営健全化基準) 20%	-